

「表紙共 17枚」

令和4年12月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年1月10日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	17 番 原田文利
7 番 森 克男	18 番 財津政美
8 番 飯田 隆	19 番 高瀬義徳
9 番 湯浅正徳	
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

1 2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（農地証明書）の発行について

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第8号 1月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第2号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 1月現地調査

日 時 1月26日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 1月調査委員会

日 時 1月31日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 1月定例総会

日 時 2月9日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

1月10日(火) 農業委員会新年会

午後6時～ マリエールオークパイン

1月19日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

1月24日(火)～25日(水)

先進地視察(大分県国東市、福岡県豊前市)

(6) その他 ・「12月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「12月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長
(武内義則)

皆さんこんにちは。皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えることとお喜びを申し上げます。それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、16番伊藤明美委員から欠席届が出ておりますのでご報告いたします。総会の成立でございますけれども、委員総数19名中出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することを報告いたします。また、会議に入ります前に、お断りさせていただきますけれども、議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。また、携帯電話のお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーになっているか、再度確認をお願いいたします。それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長
(石井照久)

それでは改めまして、新年あけましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。昨年はコロナに始まり、コロナで終わるですね、そして今年もコロナから始まっております。また、令和5年度は、4月からですが、農業委員会を取り巻く環境が大分変わってきております。いろいろありますけど、下限面積の問題とか地域計画の問題とか、また皆さん方にご迷惑をおかけすると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。令和5年は、農業委員、推進員の方々も、農家の方々の目線に立って、知らないことがあれば教えるなど、そういう活動のほうを、肝に銘じてお願ひしたいと思ひます。それではですね、着座として議事進行までしてまいりたいと思ひます。

はい、会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(はいの声)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではですね、指名させていただきます。議事録署名委員を10番川津美利委員、15番美野英俊委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>
	<p>はい。議案訂正でございますが、事務局、ありましたらですね、お願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい。議案訂正ですが、今月の分についてはございません。ただ、お手元にA4の半分の用紙があるかと思いますが、先月の案件で議案第3号の5条の分です。譲受人の住所と氏名が間違っておりました。許可する際には正しいもので、許可書を発行しておりますが、議案書が間違っておりまして、住所が朝倉市となっておりましたが朝倉郡、お名前が〇さんと書かれてあったと思っておりますが〇さんが正しいですので、申し訳ございませんが、お帰りになられたら先月の議案書の修正をお願いいたします。事務局のほうは以上です。</p>
	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>では、早速、議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、7番森克男委員13番財津満寿光委員、18番財津政美委員の3名の方でございました。その中で調査委員長は13番財津満寿光委員です。</p>
	<p>それでは、現地調査、調査委員会に出席されました調査委員長に一言お願いしたいと思います。</p>
<p>調査委員 (財津満寿光)</p>	<p>今月の調査員の財津です。皆さん改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。昨年12月22日に、森委員と財津政美委員、それから事務局3名と現地を見てまいりました。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは1ページでございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件8件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局
(小野芳也)

はい。それでは、私から、農地法3条の申請分について説明いたします。今月は8件申請が出ております。まずは、1ページ目番号58番から説明いたします。対象農地は大字西有田〇と〇の2筆になります。地目は、台帳、現況ともに田となっています。面積は2筆合わせまして1,745㎡です。譲渡人は〇さん、日田を離れ管理が出来なくなったため、譲受人の〇さんが譲り受けて規模を拡大するものです。前の地図の赤い丸で示しているところが、対象の農地となります。こちらが航空写真です。この赤い丸で示しているところが対象の農地となっております。こちらが字図になります。こちらが現況の写真です。〇の現況の写真となります。こちらが〇の現況の写真となっております。こちらはですね、現況写真を見て、少し分かると思いますが、隣に〇という土地がありまして、筆は分かれているんですけども、〇と〇が一緒になって、1枚の田となっております。こちらは字図で見ますと、〇はこのような形ですが、実際、現地は隣の〇がくっついて、これで1枚の田というふうになっておりました。こちらの〇の農地ですが、こちら譲受人の〇さんの農地となっております、この形で管理をされておりますので、現状問題ないと思われま。

続きまして、番号59番に参ります。対象農地は、上津江町上野田〇、地目は、台帳、現況ともに畑となっています。面積は3,375㎡です。譲渡人は、〇さん、高齢により耕作が出来なくなったため、譲受人の〇さんが譲り受けて規模を拡大するものです。この赤い丸で示しているところが対象の農地となっております。こちらが航空写真です。こちらの赤い丸で示しているところが、対象の農地となります。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。譲受人の〇さんは、佐賀県在住となっておりますが、上津江地区に、ご本人が役員をしております法人の施設がありまして、そちらを拠点に、農業を現在行っているところです。

続いて、議案書2ページ目にまいります。番号は60番となります。対象農地は、前津江町赤石〇ほか7筆です。地目は、〇が、台帳、現況ともに畑となっています。〇が、台帳、現況ともに田、残りが、台帳が田、現況が畑となっています。面積は8,083㎡となっています。譲渡人は〇さん、現在所有している農地を譲受人で息子の〇さんへ贈与するものです。赤い丸で囲んでいる部分が、対象の農地となります。こちらが航空写真です。赤い丸で示しているところが、対象の農地となっております。こちらが字図になります。まず、こちらが〇を除く7筆の字図となっております。こちらが〇の字図となります。続いて、現況写真です。こちらが〇の現況写真にな

ります。続いて、こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況写真となります。こちらが○の現況写真です。こちらが、○の現況写真になります。こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況写真となっております。

続いて、番号61番に参ります。対象農地は、大字大肥○になります。地目は、台帳、現況ともに畑です。面積は360㎡です。譲渡人は○さん、遠方に住んでいるため管理が出来なくなったため、譲受人の○さんと○さんが譲り受けて、就農したいとのことです。こちらの案件は、9月8日の総会のときに、別段の面積の承認をいただいたもので、空き家バンクに付随した農地となります。こちらの赤い丸で囲んでいるところが対象の農地となります。こちら南のほうにある青い丸で囲んでいるところが、空き家バンクの物件となっております。こちらが航空写真です。こちらも同じく赤で囲んでいる部分が対象の農地で、下のほうにある青で囲んでいる部分が空き家バンクの物件となっております。距離にすれば、およそ500m離れているような形になります。こちらが字図となっております。続いて現況写真です。譲受人が○さんと○さんは、新規の就農者であります。譲り受ける農地に、現在植えてあります柿や栗をそのまま受け継いで栽培し、空いているところに金柑などに植えて、農地を管理していきたいとのことでした。

続いて、3ページ目に参ります。番号は62番です。対象農地は、大字求来里○、地目は、台帳、現況ともに畑となっております。面積は3,953㎡です。譲渡人は○さん、管理が出来なくなったため、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大するものです。こちら赤い丸で示しているところが、対象の農地となります。こちらが航空写真です。こちらも同じように、この赤で囲んでいる部分が対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。

続きます。番号63番に参ります。対象農地は、天瀬町塚田○ほか2筆になります。地目は、○と○は、台帳、現況ともに田となっております。残りは、台帳、現況ともに畑となっております。面積は3筆合わせまして、4,042㎡です。譲渡人は○さん、遠方に住んでおり管理が出来ないため、現在所有している農地の持ち分を贈与するもので、譲受人の○さんが、相手の意向を受けまして、従来どおり農地を管理するものです。持ち分は譲渡人○さんが3分の1、譲受人の○さんが3分の2となっております。赤い丸で示しているところが対象の農地となっております。こちらが航空写真です。こちらも同じく、この赤い丸で示しているところが対象の農地となっ

ております。こちらが字図です。○と○の字図になります。こちらが○の字図となっております。こちらが現況写真です。○の現況写真です。こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況写真となっております。

続きまして、4ページ目に参ります。番号は64番です。対象農地は、大字小野○、地目は、台帳が田、現況は畑となっております。面積は1,131㎡です。譲渡人は○さん、遠方に住んでいることと年齢的に農地の耕作は難しくなったため、譲受人の○さんが農地を譲り受けて農業を始めるものです。こちらの案件は、12月8日の11月総会で、別段面積の承認をいただいたもので、空き家バンクに付随した農地となります。こちらの赤い丸で囲んでいる部分が、対象の農地となります。こちらが航空写真です。この赤い丸で示しているところが、対象農地で、隣の青い丸で囲んでいる部分が空き家バンクの物件となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。譲受人の○さんは、新規就農者となります。譲り受けた農地は、もともと植わってありました柿やユズをそのまま栽培し、空いているスペースは、以前から家庭菜園をされていたので、そのときに作った経験のあるキュウリやトマト、ナスといった季節の野菜を栽培するようにしております。

続きまして、番号65番です。対象農地は大字西有田○、地目は、台帳、現況ともに田となっております。面積は25㎡です。譲渡人は○さん、隣接農地の所有者である譲受人の○さんの希望により譲り渡すもので、譲受人の○さんが譲り受けて、所有する農地を整形するものです。こちらの赤い丸で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが航空写真です。こちらも赤い丸で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。現況写真を見てもらいますと分かるように既に整形をしている状態ですが、こちらは農地法施行規則第29条第1項1号の農地の保全もしくは利用促進のための農地農業用施設に該当すると思われます。また、田として利用が見られるため、問題がないと考えております。

3条の申請は、以上8件となります。ここで現地調査にご同行いただきました財津満寿光委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

調査委員
(財津満寿光)

はい。3条が8件でございました。私たちが見た限り、特に問題はないと思われます。

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。次に、チェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo. 1をご覧ください。今月のチェックシートが2ページございます。全ての各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。つまり、許可を出すために問題がないということを確認しております。事務局からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>はい。中島浩司委員、どうぞ。</p>
<p>14番 (中島浩司)</p>	<p>14番の中島です。63番の件ですが、贈与ということですけど、持分の3分の2だけを贈与するということですが、あとで問題とかにはならないんですかね。この両方の方は、親族とかそういう関係になるんでしょうか。そういうふうには持ち分の3分の1だけを贈与して、あとで問題になることはないかなと思って、ちょっと心配になったんですけど。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。この63番の件なんですけども、譲渡人は3分の1の持ち分がございまして、譲受人の木村さんが、3分の2の権利を持っておりますので、3分の1が渡った時点で、持ち分は木村さんが全ての権利を持つという形になりますので、特段問題はないかと思われまます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>中島委員、よろしいですか。</p>

<p>14番 (中島浩司)</p>	<p>問題なければいいです。はい、ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ほかにはございませんか。なければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>はい。引き続きましてですね、5ページですね。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件2件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、議案5ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は2件申請がありました。</p> <p>番号24、大字有田〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が1,713㎡の第2種農地です。申請人は、日田市有田町の〇さんです。農地を埋め上げて、土地の利便性を高めたいということでの申請で、農地造成の一時転用でございます。場所が、近くには有田小学校がございまして、おおよそ北側の赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。農地部分の手前半分で、おおよそ赤く記しているところが今回の申請地です。字図で見るとこのようになっております。現況の写真このようになっております。赤い線の画面でいうと、下半分の手前のほうが申請地です。</p> <p>続いて番号25です。天瀬町赤岩〇と〇で、地目は、台帳が畑、現況は樹園地、面積が合計で2,332㎡の第2</p>

<p>調査委員 (財津満寿光)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>種農地です。申請人は日田市天瀬町の〇さんです。植林したいとのことでの申請です。場所が、道順でいきますと、旧桜竹小学校の前を通過、山手のほうに上っていった赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。土地は2筆でございますが、一帯として梨園をされておりました。こちらの土地が令和4年6月14日付けで農振除外済みとなっております。農振除外にあたって、昨年中に現地に行ったときには梨園がまだありましたが、植林するためにそれらの木を切って、その残りの切り株がこのようにございます。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。今回4条が2件ですね。特に問題はなかったと思います。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。農地法4条については資料No.1の3ページと4ページでございます。全ての項目該当しないことが許可の条件です。現地調査書類審査により該当しないこと確認出来ております。私からは以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。事務局の議案説明、調査委員長の説明にあるように問題はないという意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。</p> <p>はい。横田委員どうぞ。</p> <p>3番横田です。写真でよくわからなかったんですけど、24番の案件です。これは農地ですよ。ちょっとわからないので、教えてください。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、説明お願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。申請から今日に至るまでの経過をご説明いたします。申請書をお預かりいたしました後に、申請者の方がちょっと勘違いをされていたようで、一度着工されておりました。現地調査の際には表土が剥がされたような状態でしたので、許可を受けてから着工しないといけないというご説明をして、一度農地に復旧していただいております。ですので、ちょっと農地とは捉えにくい面もあるかと思いますが、こちらが今朝撮った写真です。一応、復旧はされているかなと思っております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。小山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>赤線で囲んだ部分を一時転用すると思うんですけど、1反7畝ぐらいありますが、重機の業者と2、3日前にちょっと用事があって話したときには、約4反ばかりあるからと言っていました。どっちが正しいんですか。結構広いですよ。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。今回の申請または許可をいただこうと思っておるのは、議案書にありますとおり、1反7畝ほどでございます。ただ、ご本人の思いとして、最初にご相談受けたときはスライドに出しておりますように、赤で記している今回の申請地と、その奥の北側の一帯をもうまとめて埋めてしまいたいというご相談でございましたので、工事業者の方には、ひょっとしたらそういうお話をされているのかもしれませんが、計画が今回の手前の部分だけで2年、奥の部分も含めると3年4年かかるという、転用の一時転用の許可を出すには、少し計画が漠</p>

	<p>然と長いようでしたので、手前の部分をまず造成して、それでもさらに奥をする必要があれば、改めて許可の申請をするように説明して、今回の申請をいただいているところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山委員、事務局の説明のとおりですが、何かまだあればどうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。実際事前着工したのは北側の部分まで含めてしていたんですね。今復元してあるんですけど、また改めて、手前が終わったら、北の部分申請するということですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。おっしゃるとおりです。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。私も常に見ておりますから、変なことはさせないと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。何かほかにございませんか。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして6ページですね、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、議案6ページ議案第3号農地法第5条についてです。今月は6件申請がありました。</p> <p>まず番号58、大字三和〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が120㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市清水町の〇さんで、譲受人は日田市元町の〇さんです。申請地を譲り受け、譲受人の〇さんが営む会社へ貸す、貸駐車場用地として利用したいとのことでの申請です。場所が、近くに三和小学校や〇さんがございまして、道沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいるのが申請地で、その南側で半分ほど見えておりますが、ここが譲受人の方の会社でございます。ここの駐車場として使いたいということです。また、この写真をよく見ると、申請地の北側はまだ田んぼのような様子が見えるかと思いますが、この部分は道の拡幅で既に国の所有となっておりますので、ゆくゆくこの部分は道になるということで、あくまで〇さんが持ってらっしゃる、農地として残る予定の部分を申請というふうになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。現地調査の際にも、この会社の敷地に車がほぼいっぱい止まっている様子でしたので、やはり駐車場が必要なのかなというふうを考えられます。</p> <p>続いて59番です。大字大肥〇、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が120㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市大肥町の〇さんで、譲受人は日田市大肥町の〇さんです。申請地を譲り受け、境内地として利用したいとのことでの申請です。場所が福岡県との県境で、こちらが宝珠山のほうになります。その近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。赤い部分が、今回の申請地です。その隣にちょっと見にくいかもしれませんが雑種地があります。この近くのちょっと行きにくい場所にお伊勢様があるそう</p>

です。きちんと管理がしやすい場所に移動したいということでの申請でございます。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。この舗装されていないところを使いたいということで伺っております。

ページが変わりまして、番号60です。大字西有田〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が723㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市上城内町の〇さんと〇さんの共有となっております、譲受人は日田市天神町の〇さんです。申請地を譲受け、〇さんが営む〇の駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所が北部中学校の東側の道をずっと高速道路に向かって進んでいった道沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。今は別の場所を駐車場として使っているのですが、その賃貸契約がもうそろそろ切れてしまうということで新しい場所を探していたということですので、58番の案件と、内容的に似ているところがございますが、こちらの60番の案件につきましては、〇さんが法人格を持ちでないということで、あくまで貸しじゃなくて、駐車場用地ということで整理をしております。

それでは61番に移ります。61番、62番、63番ですね、この3件につきましては一体として譲受人の方が転用するものですので、なるべくまとめてご説明しようと思っております。

番号61、大字石井〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が960㎡の第1種農地です。譲渡人は、東京都の〇さん、譲受人は日田市淡窓1丁目の〇さんです。62番63番の農地とともに申請地を譲り受け、貯木場として利用したいとのことでの申請です。先にご説明を進めようと思っております。

ページをめくっていただきまして62番です。大字石井〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が956㎡の第1種農地です。譲渡人は日田市中釣町の〇さんです。譲受人の方、転用目的は先ほどと同じです。

続いて63番です。大字石井〇、〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が2筆合計で1,943㎡の第1種農地です。譲渡人は、日田市天瀬町の〇さんです。こちら譲受人の方、転用目的は同じです。場所のご説明に移ります。〇さんの西側で、〇さんの向かい側の土地というふうになっております。航空写真で見るとこのようになっております。写真が古いので、今写っていないんですが、黄色の場所は、もう既にこの〇さんの会社があります。赤く記しているのが申請地で、括弧書きしているのが案件の番号、その下の数字が土地の地番というふうに書いております。これではちょっとイメージしにくいと思いますのでふだん使っていないんですけど、農地ナビの写真です。ここにも、製材所があるのが見えるかと思っております。その横の赤く囲んでいるのが申請地です。イメー

ジとしては、今ある製材所の敷地を広げたいというようなイメージでございます。続いて字図です。下半分がちょっと見えないところがありますので、その部分を含めるとこういうふうになっております。現地の様子です。ふだんは線を入れて、ここが何番地というふうに示していますが、まずは、何もないほうが見やすいと思いますので、あえて線を入れてないです。こちらが先ほど黄色で囲んでいた部分で、既に製材所のある部分でございます。その隣のこの土地を転用したいということです。これにそれぞれ線を入れると、このようになっております。まずこちらですね、3件に分かれておりますが、ご説明したように一体として一つの貯木場として使うということです。面積を合計すると3,859㎡でございます。3,000㎡を超えておりますので、大分市で開催されます常設審議委員会で認められた後に許可というふうの流れになっています。あとは、第1種農地ですので原則許可出来ませんが、不許可の例外、つまり許可できるものに当てはまりますが、ふだんですと、例えば集落接続すとか、今ある施設の1.5倍の拡張ですというところ、ご説明することが多いんですが、今回は議案書のほうにもありますように、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律というこれに当てはまるので許可できるという、ここ数年恐らくない理由で許可の見込みがあると考えております。イメージとすれば、この場所が工業団地だからというほうが何となくイメージしやすいとは思いますが、農地法の中で、この法律のまた計画の中で想定されているものに使うのであれば、許可ができるというふうになっておりまして、それに当てはまる旨、担当課であります日田市の商工労政課から回答を得ておりますので、問題ないと考えております。ただ、1点懸念事項としてありますのが、同意書の関係でございます。土地の西側の部分の方からの同意書が、今いただけけておりません。書かないというふうにおっしゃっているわけではなく、その方にたどり着いていなくて、もらえていないという状況です。建物が建つわけではないので、必ず必要ではないという思いもある一方で、周りの製材所になっている部分の様子から見ると、やはり頂きたいなという思いもございまして、許可の日付は、常設審議委員会が19日ですので、それ以降になろうと思います。それまでの間で引き続き同意書をいただけるように、担当の行政書士さんと連携をとりながら、引き続き、進めてまいろうと思っております。

事務局からの説明は以上でございますが、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思っております。

<p>調査委員 (財津満寿光)</p>	<p>はい。5条6件ですが、61から63までの○さんですけど、第1種農地ということもありますし、面積が広がってございまして、いろいろ検討しましたが、事務局の説明のとおり、問題なからうという結論に至りました。そのほかの案件も、問題はないと思われまして。以上です。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。5条については、資料No.1の5ページから、8ページまでとなっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、61、62、63番、こちらが立地基準のところでは該当するとなっております。こちらは、先ほどご説明したとおり第1種農地ですが、資料No.1の最後から1枚めくったところに、不許可の例外一覧をつけております。この中の下のほうの※印の1のところ、色を少しつけておりますが、こちらの法律に当てはまるので許可できるものと考えております。そのほかについては該当しないことを、書類審査、現地調査により確認しておりますので、問題ないものと考えております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明及び調査委員長の現地調査の結果等は問題がないというのは意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>はい、諫山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。農地委員の諫山です。今、写っている61、62、63ですか。第1種農地を許可出す場合ですので、建物が建つのなら同意書が必要という話があるんですけど、結局木を高く積み上げれば、隣接の農地には日影をさすとか、そういう事項が出てくると思うんですけど、まだ本人まで行きついてないというふうになれば、その辺は慎重に農業委員会のほうで、そこのすり合わせはしていってほしいなと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。調査委員会の中で、この問題が出てきまして、結局、誰の土地かということ調べてたんですけど、その土地の所有者まで行き着いていないのが現状でございます。ただ1種農地が、それこそ一瞬のうちに4反なくなる</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>17番 (原田文利)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>ということでございますので、この件につきましては皆さんの中で慎重なご審議をいただきたいと思っておりますとともにもですね、いつも不許可の例外を使っておりますけど、これも本当にいいのかですね、ちょっと考えるところでございます。また、手前の右側も全部〇ですので、今までの日田市農業委員会はその分については、許可を出してきていると思っております。そういうことで、皆さん方の本当の慎重な審議をしていただきたいと思っております。よろしいですか。</p> <p>はい。同意書につきまして、諫山委員からご意見いただいたとおり、私も考えているところでございますので、ひとまず常設は来週の木曜日です。1週間以上まだございますので、できる限り同意書が頂けるようにしたいと思っております。</p> <p>この件につきまして何か。ご発言ございませんか。</p> <p>はい。17番原田ですけども、確かに第1種農地ということで、農地としては守っていかなければとこですけども、この一帯が石井工業団地ということで、農村工業導入分促進地域という位置づけで、日田市はそこに企業誘致を今までしてきておるところです。もう上の〇とかは〇が先行しながら、オーダーメイドで造成してきれいにしたんですけども、その下の部分も、その中に都市計画道路を計画して、それをつくりながら、工業誘致という方針を立てて、今日至っているんですけども、なかなか企業誘致に至ってないという中で、一部先行して日田市が所有している農地もあるんですよ。今回農地を守る意味では、中に虫食い的に開発されたのなら問題だと思っておりますけども、宅地と隣接しながらですね、徐々にそういった企業が拡大しているについては問題ないかなというふうに思います。</p> <p>はい、ありがとうございます。中島委員どうぞ。</p>
---	---

<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>1 4 番の中島です。一つちょっと確認したいのは、同意書がとれてないのは、赤いところの左側の面の方全部ですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、そうです。上の1筆と下の3筆の2人というふうになります。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>上の1筆と下の3筆の同意書が取れないっていうのは、結局その持ち主がわからないっていうことですが、今は耕作されていますよね。どなたかが闇小作っていうか、そういうことでやっているのであれば、もし、同意書までたどり着けなくても、たどり着くのがベストだと思うんですけど、たどり着けない場合は耕作されている方が納得していただければ、原田委員が言ったように、そういう地域的なこともあるので、そこはいいんじゃないかなっていうふうに私は思います。以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。地域の営農組合とかに相談を、農業委員会事務局のほうからしていただきました。実際は闇小作のような感じで作られておるようです。そういう状況でございます。何かありますか。よろしいですか。それでは、ほかにございませんか。</p> <p>はい。なければ、この件に関しまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p>
	<p>調査委員長、終了でございますが、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (財津満寿光)</p>	<p>はい。皆さん慎重審議ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。それでは、議案第4号に入る前に、ちょっと事務局のほうから説明がございますので、お願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい。先月の総会での4号議案の利用権設定の中で質問が上がっていた件がありまして、そのときに回答が出来なかった分がありましたので、ちょっとこの場を借りて回答させていただきたいと思います。資料がありませんが、東有田の1筆で○というところがありました。面積は99㎡しかない土地ですが、今までもずっと賃貸借契約がされていましたが、この地番について、土地改良区のほうで把握出来ていないということでご質問が上がっていた件です。事務局で確認したところ、この土地については、登記簿上は確かに存在しているんですけども、字図上などで場所を確認出来ない土地、現地確認不能地であるということが判明しました。この件の所有者にも確認したところ、圃場整備の関係でこの土地は、ほかの土地と一緒にあったり、農道に取られたりして、位置がわからなくなったが、そのままにしていたということです。この地番については、一旦議決はいただいたものの、契約の客体が存在しないということで、無効なものとして取り扱うということになりました。そのため、総会の後、12月16日付けでこの利用集積計画の公告をしたんですけども、この1筆を外して行っていると、そういうふうに対応をとらせていただいております。以上、議案の審議に先立ちまして報告をさせていただきました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。小山委員、この件につきまして小山委員の質問でしたが、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それではですね、9ページの議案第4号に入りたいと思います。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規4件、再設定3件、中間管理事業（一括方式）更新19件、解約4件でございます。この中に議事参与の方がおられます。○番の○委員です。退出をお願いしたいと思います。</p> <p>(○委員、退席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、○番の○委員の関係を先に審議したいと思います。○ページ、No.○、○、借り手は○の件でございます。この件につきまして何かあれば、お受けしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それはですね。決定したいと思います。No.○、○ですね。それでは、入室をお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(○委員、着席)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手してご発言願いたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の確保及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったら、ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして25ページです。議案第5号、現況証明書農地証明書の発行について、1件でございます。事務局は説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、議案第5号現況証明書（農地証明書）の発行についてです。この農地証明書についてですが、毎月議案で上がっているのが次の議案6号の非農地証明書になりますけども、こちらは該当する農地が農地であることを証明するものということになります。昨年度も、1件だけあったんですけども、こちらについての説明になります。</p> <p>番号1番、筆数が多いため別紙にまとめていますが、大山町西大山の〇ほか全部で70筆、面積合計46,771㎡です。申請者は〇さん、申請理由ですが、該当する農地が揚水機を使って水をとっており、その揚水機の水利権の許可を国土交通省からもらう際に、農地である証明が必要なため申請するものです。場所ですが、国道212号を〇を過ぎて、さらに南に行き大山振興局方面に向かう途中にあります。こちらが、航空写真です。数が多いのでエリアごとに細かく区切っております。まず、1番左上の1番のエリアから、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。次に2番目のエリアの字図がこちらになります。こちらが現在の状況です。続きまして3番目のエリアのこちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。続きまして4番目のエ</p>

	<p>リアのこちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。続きまして5番目のエリアのこちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。続きまして6番目のエリアです。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。次に7番目のエリアのこちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。続いて8番目のエリアのこちらが字図です。こちらが現在の状況です。最後に9番目のエリアのこちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。以上70筆となります。</p> <p>ここで西大山担当の推進委員の河津委員よりご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。1番の案件です。本当は80件近くあったんですが、10件はもう農地としては使えないということなので省かしてもらいました。残りの70件は写真で見たように農地として使えると思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい、ありがとうございました。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。議案第5号現況証明書農地証明書の発行につきましてですが、何かご質問ある方はございませんか。ないようでしたらですね。ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではですね、現況証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>それではですね、議案第6号現況証明証非農地証明書の発行について、6件でございます。事務局は説明のほうをお願いいたします。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>では、議案書30ページ、非農地証明の発行について、今月は6件申請が上がっております。</p> <p>まず、56番、東有田の○ほか全部で2筆、登記地目は、いずれも畑、現況はいずれも原野、面積が合計で3,260㎡です。申請人は諸留町の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、○の東側の山の中にあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。先ほどの航空写真は6年前のものですが、当時は見る限り植林されて、山林のほうになっておるようですが、その後木を切ってそれからこのように荒れてしまっていると思われま</p> <p>す。</p> <p>続いて57番、日高の○で、登記地目は畑、現況は山林で、面積は722㎡、申請人は奈良県にお住まいの○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、○のすぐ北側、向かい側に展望台などがある公園があるところの広域農道を挟んで向かい側にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>次に58番、西有田の○ほか計2筆です。登記地目は、いずれも田、現況はいずれも雑種地としております。面積は合計で1,250㎡、申請人は中津江村の○さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当するものです。場所は、大分自動車道沿いで、ちょうど向かいに○の南側になります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。車両や土木用の資材置場になっておりますが、転用許可が出た直後には、転用目的どおり貯木場であったということは間違いはないということで、事務局で確認しております。</p> <p>続きまして、59番、鶴河内の○ほか全部で2筆です。登記地目は、○が田、○が畑、現況は両方とも原野、面積は合わせて3,608㎡で、申請人は誠和町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、大鶴の北のほうの○の集落、ここの向かいに1筆、さらに北に行きまして、もう東峰村</p>
-----------------------	--

との県境になりますけどもこちらに1筆あります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちら北側の443の字図です。こちらが現在の状況です。次が南側〇の字図です。こちら現在の状況です。こちらの〇の土地については、平成28年の5月にも非農地証明を発行しております。地目の変更を行ってないまま、この証明書もなくしてしまったということで、そうすると再度現況を確認した上での証明書の発行となります。見ますと、草刈りをすれば、田んぼに戻せるのかなと思ったんですけども、当時の総会資料によりますと、手前に沢がありまして、それを挟んでいて、人が歩いて渡れる程度の橋はあるものの、農機具の進入はかなり難しい土地になっているということで、草は刈れてもそのあとに田んぼをすいたり、今後使っていくには難しい土地だと判断されておったということで、前回は非農地証明を出しているとのこと。今回、見に行ったときもそういった現況のままで、以前証明書を発行した時と変わらないという状況ですので、同様の理由で発行できるものと思われれます。

次が32ページに行きまして60番、友田の〇で、登記地目は畑、現況は宅地、面積は合計92㎡で、所有者の〇さんは既にお亡くなりになっていまして、現在の相続財産管理人として〇さんが申請者となっております。申請理由は農地法の許可を受け転用したが、登記地目変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当するものです。場所は、〇や〇さんの北側の住宅地の中にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。字図がこちらで、現在の状況はこのようになっております。こちらは転用許可が出たのが53年前、かなり古いものについて、転用目的についての資料などが事務局にも残っていない状態です。あとは土地の字図や形状を確認しましたところ、ここは、奥にサッシ屋さんがありまして、このサッシ屋さんの土地も〇さん所有の土地でありまして、こちら道路に面しておらずほかに出入りする道がないため、転用目的も進入路と判断して問題ないだろうと、そういう判断をしております。

最後に61番、大山町西大山の〇で、台帳地目が畑、現況は山林、面積は613㎡で、申請人は藤山町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するもので、発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所は、大山町鎌手から県道西大山大野日田線を南に行きまして、前津江町赤石とのちょうど境界のあたりに位置しています。こちら

<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>が航空写真です。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。20年以上前の航空写真からも当時から山林であったということが確認出来ます。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>はい、56番に説明いたします。事務局の説明で航空写真を見たらきれいな山林であるということでございました。実は、市内に散在する製材所が、地域から騒音がうるさいとか、のこくずが舞うなどの苦情が多いということで、ウッドコンビナートを造成して、そこに移っていただくということでしたが、さっきの場所については、第2期工事でやるということでございましたが、第1期で造成したところに移動するという企業が少ないということで、第2期で工事する予定でしたが、もう1期で終わりですよということで、市のほうが発表したものですから、地主は約束が違うんじゃないかということで、交渉した結果、山林等については市の負担で伐採それから植林、下刈りと、鳥獣ネットを市の負担にするということでして、多分その案件については、所有者が杉を伐採した後、植林も何も要求しなかったために荒れているんじゃないかと思っております。現地に行ってみると本当に傾斜が急で、その道沿いもイノシシが掘った後もたくさんありました。これはもう農地として、活用は全く出来ないんじゃないかということで、ぜひ、非農地証明を発行していただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>推進委員 (福井龍太郎)</p>	<p>はい、三芳の福井です。57番をお願いします。現地を確認いたしましたけれども、ご覧のとおり竹とか笹それと雑木が密集しておりまして、現状に回復するのは困難かなというふうに思いましたので、非農地証明を妥当であると思っております。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>西有田地区の中嶋です。58番の案件です。事務局のほうで、材木置場として間違いなく利用していたということを確認出来ておりますので、特に問題ないと思っております。以上です。</p>

<p>推進委員 (佐谷野利幸)</p>	<p>大鶴地区の佐谷野でございます。案件は59番でございますが、今スライドで出ているのが大字川原田っていう地区なんですけれども、先ほど事務局からご説明がございましたように、農機具が入れないっていうような状況の中で、以前、非農地証明の発行をされた経緯がございますけれども、再度申請をするものでございます。その次に字岸高の案件でございますが、ご覧のとおり、クヌギとか、雑木が生えたような状況の中で、これまた進入路がないというような状況でございますので、非農地証明の発行をお願いしたいというふうに考えております。以上です。</p>
<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>光岡地区の木薮です。事務局の説明どおりで別に問題ないと思われま。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>推進委員の河津です。61番の件ですが、もう写真でも、判断出来ますように、もう山林化していますので非農地だと思います。以上です。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい、ありがとうございました。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございました。議案第6号ですね、現況証明書非農地証明書の発行についてでございます。この件に関しまして何かございましたら。手を挙げて、挙手していただけますか。よろしいですか。</p>
<p></p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、議案第6号現況証明書非農地証明書の発行についてです。承認したいと思えます。発行してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。非農地証明書を発行いたしたいと思えます。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>33ページですね、議案第7号別段面積1a等の適用指定申請の件、2件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、私から、別段面積の適用指定申請について、農地法3条許可での25aの耕作面積の例外として、空き家バンクに登録している場合、これに付随する農地については、面積に関係なく、3条申請ができるものですが、これが今月2件でございます。</p> <p>議案書の33ページ、番号が5番となります。対象農地は、大字十二町〇、申請者は千葉県の〇さんです。場所は赤い丸で示しているところになります。〇さんがございまして、その北側にある部分になります。また青で囲んでいる部分が、空き家バンクの物件となっております。こちらが航空写真になります。こちら赤丸で囲んでいる部分が対象農地です。青丸の部分が、空き家バンクの物件となっております。こちらが字図です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地になります。こちらが現況の写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象農地となります。こちらの下側に見ておりますのは、空き家バンクの物件の家で、建物の敷地となっております。現況は、ゆずや梅などの果樹がございまして、譲り受けた後も、この植わってある果樹はそのままにしまして、空いている農地に、キュウリやトマト、ナスといった野菜を栽培する予定としております。</p> <p>続きまして番号6番に参ります。対象農地は、大字石井〇、〇、〇です。場所は、〇の西側に位置しております。赤丸で囲んでいる部分が対象農地で、青丸で囲んでいる部分が空き家バンクの物件となっております。こちらが航空写真です。こちらの赤で囲んでいる部分が対象の農地で、青丸で囲んだ部分が、空き家バンクの物件となります。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真です。こちらが〇の現況の写真です。こちらは〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真となっております。譲り受けた後はトウガラシやトマト、ナスなどの野菜を栽培し、畑として利用するように計画しております。</p> <p>別段面積の適用指定申請は以上2件となります。適用指定の流れについては、資料のNo.1、チェックシート最後のページに載せております。現地の状況につきましては、No.5、大字十二町の農地につきましては、光岡地区の推進委員である木薮委員に、番号6番の大字石井の農地につきましては、日田・五和地区の推進</p>
-----------------------	--

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>員である高倉委員に立ち会っていただきまして、問題がない旨確認しております。事務局からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。議案第7号ですね、1a等の適用指定申請の件、この件につきまして何かございますか。ありませんか。それではご意見がなかったら、ご承認頂けましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。受け付けたいと思います。</p> <p>はい。次はですね、議案第8号1月調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私からの指名でよろしい。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はいそれではですね、指名させていただきます。2番松原忠雄委員、8番飯田隆委員、19番高瀬義徳委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、32ページ報告です。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について</p> <p>報告第2号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件</p>
---	--

7番、その他

(1) 1月現地調査

日 時 1月26日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(2) 1月調査委員会

日 時 1月31日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 1月定例総会

日 時 2月 9日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

1月10日(火) 農業委員会新年会

午後6時～ マリエールオークパイン

1月19日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

1月24日(火)～25日(水)

先進地視察(大分県国東市、福岡県豊前市)

(6) その他 ・「12月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「12月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年2月9日

議 長 会 長

署 名 委 員 10 番

署 名 委 員 15 番